

JILPT 調査シリーズ

No.61

2009年6月

外国人労働者の雇用実態と 就業・生活支援に関する調査

The Japan Institute
for
Labour Policy and Training

独立行政法人 労働政策研究・研修機構



外国人労働者の雇用実態と 就業・生活支援に関する調査

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

ま え が き

経済のグローバル化に伴い国際間の人々の移動も活発になっている。我が国は、専門的・技術的分野の外国人労働者を積極的に受け入れるという方針をとっており、いわゆる高度外国人人材や留学生が順調に増加している。それと同時に、定住者や日本人配偶者などの身分による在留資格の外国人労働者も受け入れており、日本国内で就労している。

身分による在留資格の外国人労働者については、これまでもいくつかの問題が指摘されている。たとえば、日系人の多くは間接雇用など不安定な雇用形態で就労しており、能力開発の機会も乏しく、日本人よりも低い労働条件（賃金、労働時間）で就労しており、社会保険加入率も低いことがわかっている。また、外国人労働者の子女の中には不登校・未就学の者が少なくない。さらに、外国人の高齢化によって生活保護受給申請が増加しているとの指摘もある。このように、外国人労働者の階層の固定化の進行、日本人との格差が広がることが懸念されている。

このような状況をふまえ、2007年には雇用対策法が改正され、適切な在留資格のもとで就労している外国人労働者への雇用管理の改善の施策を講じ、事業主に対しても外国人労働者が本人の責めによらず解雇された場合には再就職を援助する努力義務が定められた。さらに、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が策定され、労働保険関係法令や社会保険関係法令の遵守や外国人労働者の就労環境について適切な措置を講じることが定められた。また、外国人雇用状況報告制度に代わる外国人労働者の雇用状況の届出制度が導入された。

こうした法制度の変更の後、企業は外国人労働者に対してどのような雇用管理を行っているのか、改正雇用対策法への対応状況はどうか。この調査では、こうした点について企業からの聞き取り調査を実施した。

この調査を実施している途中段階で、世界同時不況が発生した。外国人労働者の雇用についても深刻な影響があったのは周知の通りである。外国人労働者の場合はもともと不安定な雇用にあったところに雇用保険への加入率も低く、公的セーフティネットでカバーされた者は限られている。そのため、地方自治体、NPO、教会、支援団体などによる生活支援に依存せざるを得なかった者もいた。この調査では、決して多くはないが、こうした点についても注目して、外国人労働者個人に対するアンケート調査や外国人労働者の就労支援や生活支援の状況についても聞き取り調査を実施した。

調査に対してご協力くださった多くの外国人労働者の方々、行政、企業、労働組合、NPO、支援団体、教会などの関係者の方々に心から感謝したい。

2009年6月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 稲 上 毅

執筆担当者

渡辺 博頭 労働政策研究・研修機構 副統括研究員

目 次

第1章 報告書の概要	1
第2章 外国人労働者の雇用の動向	8
第3章 企業における外国人労働者の雇用管理	28
第4章 外国人労働者の就業と失業—個人アンケート調査結果の概要—	67
第5章 外国人求職者に対するインタビュー調査結果	87
第6章 外国人労働者に対する就労支援と生活支援	101
第7章 外国人の就労支援としての介護人材育成事業	123
第8章 滞日外国人労働者の介護分野への就労可能性と課題	133
終章 まとめと残された課題	157